

法3条1項5号の審決例



2018年 3月20日

0. はじめに

商標法は、法3条1項5号を規定し「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標」については、商標登録を受けることができないとしている。

その理由として、法3条1項5号に規定される、いわゆる記述的商標は、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであり、特定人によるその独占使用を認めるのは公益上適当としないものであるということが挙げられる。

ここで、「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」に原則として該当するものとして、商標審査基準（13版）において、以下が例示されている。

ア) 数字

イ) ローマ字（1字又は2字、2字を「-」連結、1字又は2字に「Co.」等を付したものの）

ウ) 仮名文字（1字、ローマ字1～2字の音の表示

※、1～3桁の数字から生じる音の表示）

※ローマ字2字の場合は、指定商品／役務の記号／符号としての一般的使用も要件

エ) ローマ字又は数字から生ずる音の併記（ローマ字1字とその音の仮名併記、1～2桁の数字と生ずる音の併記）

オ) ローマ字1～2字と数字の組合せ（更にローマ字または数字を組合せ、ローマ字が2字以下の構成も含む）

カ) 図形（1本の直線、波線、輪郭として一般的な△、□、○、♡、盾等）

キ) 立体的形状（球、立方体、直方体、円柱、三角柱等の立体的形状）

ク) 上記ア)～オ)を簡単な輪郭内に記したものの

【全15頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- ・ 東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
- ・ TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)
- ・ TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
 - ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
 - ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
 - ・ < 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
 - ・ < 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
- ※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

